

令和4年仙審第23号

裁 決
遊漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b
職 名 B船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官米倉毅出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。
受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和4年1月6日13時20分

宮城県田代島南方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A 漁船B

総トン数	19トン	2.6トン
登録長	16.87メートル	9.32メートル
機関の種類	ディーゼル機関	電気点火機関
出力	845キロワット	220キロワット

3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央に操舵室を、同室後方に客室を配し、操舵室前部中央に舵輪、左舷側にレーダー及びソナー、右舷側にGPSプロッター及び魚群探知機をそれぞれ備えた最大とう載人員が20人の2機2軸2舵を有するFRP製小型兼用船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客11人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.7メートル船尾1.7メートルの喫水をもって、令和4年1月6日03時40分宮城県仙台塩釜港塩釜第2区を発し、同県金華山南方沖合約3海里の釣り場に向かった。

a受審人は、06時30分目的の釣り場に到着して遊漁を始め、釣果を求めて釣り場の移動を繰り返した後、12時00分遊漁を終え、12時15分金華山南方沖合2.5海里の地点を発進して帰途に就き、コースアップ表示で6海里レンジのレーダー及びレーダー情報を重畳表示させたGPSプロッターをそれぞれ作動させ、操舵室内の右舷側に立ち、宮城県網地島と田代島との間を西行し、13時11分半少し過ぎ陸前網地港西防波堤灯台（以下「網地灯台」という。）から286度（真方位、以下同じ。）1,540メートルの地点で、針路を257度に定めて自動操舵とし、機関を回転数毎分1,500にかけ、14.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、針路を定めたとき、船首方を一見して船舶を見掛けなかったことから、航行の支障となる他船はいないものと考え、13時19分少し前網地灯台から266.5度2.4海里の地点に達したとき、

正船首500メートルのところにBを視認することができ、同船がトロール従事船以外の漁ろうに従事していることを示す形象物を表示していなかったものの、漂泊しながら乗組員が作業をしている様子から、漁ろうに従事していることが分かり、その後Bに衝突のおそれがある態勢で接近したが、依然として、航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けずに続航し、13時20分僅か前船首至近に同船を認めて機関を全速力後進にかけたものの、効なく、13時20分網地灯台から265.5度2.7海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首がBの右舷船尾部に後方から31度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力2の北北西風が吹き、潮候は上げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、船体後部に操縦区画を配し、同区画左舷側に舵輪、右舷側に機関操縦レバー、同舵輪の前の棚にレーダー及び魚群探知機兼用のGPSプロッター、左舷船首部に揚縄機、その近くに舵輪及び機関操縦レバーを備えたFRP製漁船で、救命胴衣を着用したb受審人が1人で乗り組み、たこかご漁の目的で、船首0.4メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、同日11時00分宮城県小淵漁港を発し、田代島南方沖合約1.5海里の漁場に向かった。

ところで、Bのたこかご漁は、折り畳み式ドーム型かごを、枝縄を介し、直径10ミリメートル長さ450メートルないし500メートルの合成繊維製幹縄に15メートルの等間隔でかご30個を取り付け、上端に浮球付き旗竿を取り付けた合成繊維製瀬縄の下端に錨を備え、その錨側近くに幹縄の両端をつないだ漁具を田代島南方沖合の水深約

40メートルの海域に北西方向に延ばして設置しておき、浮球を船内に引き上げて瀬縄を介して幹縄を巻き揚げながら漁獲するもので、揚縄中は操縦性能が制限されるものであった。

b受審人は、GPSプロッターを作動させ、11時20分目的の漁場に到着し、数箇所漁場で操業を行い、13時15分衝突地点付近で、トロール従事船以外の漁ろうに従事していることを示す形象物を表示しないまま、船首を北西方に向け、機関を中立運転として漂泊を始め、揚縄機を操作して揚縄作業を開始した。

b受審人は、13時19分少し前衝突地点で、船首が288度を向いていたとき、右舷船尾31度500メートルのところAを視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近したが、揚縄作業に気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

b受審人は、Aに対して避航を促す音響信号を行うことも、間近に接近しても衝突を避けるための協力動作をとることもなく前部甲板で揚縄作業を続け、13時20分僅か前同船の機関音を聞いて右舷後方至近に迫ったAを認めたものの、どうすることもできず、Bは、船首が288度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首外板に擦過傷を生じ、Bは、右舷船尾部外板に亀裂及び操縦区画の圧壊等を生じ、のち廃船処理され、b受審人が頸椎捻挫等を負った。

(航法の適用)

本件は、田代島南方沖合において、航行中のAと漁ろうに従事しているBとが衝突したもので、衝突地点付近の海域には、特別法である港則法及び海上交通安全法が適用されないため、一般法である海上衝突予防

法が適用される。

本件時、Aは、航行中の動力船で、Bは、トロール従事船以外の漁ろうに従事している船舶が掲げる形象物を表示していなかったものの、漂泊しながら乗組員が作業をしている様子から、Bが漁ろうに従事していることが分かる状況であったと認められるので、本件は、海上衝突予防法第18条を適用して航行中の動力船と漁ろうに従事している船舶の各種船舶間の航法によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、田代島南方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、前路で漁ろうに従事しているBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、田代島南方沖合において、仙台塩釜港に向けて航行する場合、周囲の船舶を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漁ろうに従事しているBに衝突のおそれがある態勢で接近していることに気付かず、同船を避けずに進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b 受審人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、田代島南方沖合において、たこかご漁を行う場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、揚縄作業に気をとられ、見張りを十分に

行わなかった職務上の過失により、自船に衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、避航を促す音響信号を行うことも、衝突を避けるための協力動作をとることもなく揚縄作業を続けて同船と衝突する事態を招き、前示の損傷を生じさせ、自身が負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年1月18日

仙台地方海難審判所

審判官 管 啓 二